

# 裁 決 書

審査請求人 ●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●

●● ●●

同代理人 ●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●

●● ●●

処 分 庁 仙台市宮城野福祉事務所長

審査請求人●●●●（以下「請求人」という。）が令和3年8月2日付けで提起した処分庁仙台市宮城野福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による保護変更申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が令和●年●月●日付けR●宮保護第●●●号で請求人に対してした法の規定による保護変更申請却下決定処分は、これを取り消す。

### 第1 事案の概要

1 請求人及び請求人の母（以下「母」という。）は、令和●年●月●日に処分庁を訪問し、請求人が困窮状態にあり数日前から母宅で生活していることから、何らかの形で支援を受けることができないか、また、請求人は母宅からの早期の転居を希望しているため、転居に際し敷金等の支給をしてほしい旨を相談した。

これに対し、処分庁は、現在、請求人が困窮状態であり、母宅で生活しているのであれば、生活保護（以下「保護」という。）を受給している母世帯への世帯転入として、請求人が保護を申請することが可能である旨及び母世帯からの転出による敷金の支給については、処分庁で検討が必要である旨を伝えた。

2 請求人は、令和●年●月●日に、母世帯への転入として保護申請を行った。また、請求人は、希望する転居先物件の入居者募集情報及び同物件に係る契約時諸費用明細書兼請求書（以下「見積書」という。）を処分庁に提出した。

3 処分庁は、令和●年●月●日に、請求人の保護開始決定に当たり、母宅へ訪問し生活状況調査を行った。請求人からは、母宅からの転居を希望していると改めて相談がなされた。

転居を希望する理由としては、申請に至るまで同居していたパートナーが近隣に住んでおり、母宅との距離が近いことから、身の危険を感じているためとのことであった。一方で、被害届の受理等、請求人が犯罪の被害者であることを証明する資料は確認できず、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問30に対する答18「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必

要がある場合」に該当すると考えられないため、敷金等の転居に関する費用の援助は難しい旨を伝えた。

- 15 処分庁は、令和●年●月●日に、ケース診断会議を実施し、請求人より相談がなされた敷金の分割払いについて検討を行った。その結果、処分庁は転居を容認していないため、世帯を転出する場合は転出日をもって保護廃止とし、転居先の住所、居住形態、契約内容等について処分庁が介入するものではないとの結論に至った。
- 16 処分庁は、令和●年●月●日に、請求人に対し、上記ケース診断会議の結果を伝えた。また、請求人は、保護申請時に転居を希望していたとして、令和●年●月●日付けで転居先の敷金等の支給について保護変更申請を行った。
- 17 処分庁は、令和●年●月●日付けR●宮保護第●●●号により、請求人に対し保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 18 令和●年●月●日に請求人が自費転居したため、処分庁は、同日付けで転出による保護廃止決定処分を行った。
- 19 請求人は、本件処分を不服として、令和3年8月2日付けで宮城県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

請求人は、おおむね以下の理由により本件処分は違法・無効であるとして、その取消しを求めている。

課長通知第7の問30「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に対する答13では、「住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合」には敷金等を支給することができるとされている。居所を失って母宅に身を寄せたという請求人の置かれた状況は、まさに「一時的に寄宿していた者」に該当している。世帯の同一性を判断するに当たってはおおむね6ヶ月を超える程度の同居に至っているか否かが重要であるとする文献（森川清（2014）「改正生活保護法－新版・権利としての生活保護法」67—68）もあることからすれば、請求人は身を寄せたばかりであり「一時的」と判断できる時期であることから、請求人の申請を受けて、敷金等を支給すべきである。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね以下の理由により本件処分は適法かつ正当である旨主張している。

- (1) 請求人が母世帯への世帯転入として保護の申請を行ったことで、両者は同居継続の意思を示したものと考えられる。よって、請求人は課長通知第7の問30に対する答13にいう「住宅が確保できない」状態にあるとはいえない。
- (2) 課長通知第7の問30に対する答13にいう「親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた」は世帯転入を意味するものではない。請求人は、平成28年1月8日付けで世帯転出するまで生活していた出身世帯に戻ったのであり、この状況は社会通念上「寄宿」に該当しない。

## 第3 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。
- (2) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と規定している。

- (3)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7の4の(1)の方は、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、才に定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。」としている。
- (4)課長通知問(第7の30)の答は、転居に際し、敷金等を必要とする場合について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

1から12 (略)

13 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合  
14から17 (略)

18 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」としている。

## 2 本件処分の検討について

被保護者に敷金等の転居費用を住宅扶助として支給することができるのは、1の(3)、(4)のとおり、課長通知問(第7の30)答各号に列挙された要件に該当する場合に限られるとされている。

これを本件についてみると、請求人は、他に行く場所がなく、やむを得ず母宅に転入したものであり、このような請求人の置かれた状況は支給要件に定める「住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合」に該当すると主張している。この主張については、請求人は母宅へ転入して間もなくの処分庁への最初の相談時から早期の転居希望を伝えていること及び具体的な転居先を探して同物件に係る見積書を処分庁に提出していることからも、継続的に生計を一にして同居することを前提に母宅へ転入したわけではないことが推認できるものであり、母宅への転入を一時的な寄宿と判断する余地もあるものと考えられる。

一方において、処分庁は、請求人が母世帯への世帯転入として保護の申請を行ったことで、両者は同居継続の意思を示したものと考えられ、請求人は「住宅が確保できない」状態にあるとはいえないこと、及び親世帯への転入は、社会通念上「一時的な寄宿」に該当しないことから、支給要件に該当しないため本件処分を行ったと主張している。しかしながら、処分庁の助言に従い世帯転入による保護申請を行ったことをもって同居継続の意思を示したものとする処分庁の判断の根拠は明らかではなく、転入等の経緯からみても、請求人が継続的な同居の意思を有していたと考えることは困難である。また、親世帯への転入であっても、実態面をみれば一時的な寄宿と判断する余地もあることは前記のとおりである。

以上のことから、請求人に対する敷金等の支給要件の該当性に係る処分庁の判断は合理性を欠くものであり、請求人の母宅への転入の事情を一切考慮せずに行った本件処分は違法又は不当なものと言わざるを得ない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月31日

宮城県知事 村井嘉浩